

令和8年8月20日

質疑書に対する回答

高 知 県 知 事

令和8年08月17日付で公告した「道交地防安（調査）第111-003-660号 県道須崎仁ノ線外 防災・安全交付金路面性状調査委託業務」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質 疑	回 答	回答日
1	公告（個別）の第4 総合評価の評価基準等、 （2）技術評価点の評価の「企業の評価」、「配置予定管理技術者の評価」における同種・類似業務の成績評価の対象について「※高知県発注業務又は国土交通省発注業務とする。」とあります。 この場合、高知県発注業務の成績評価でも国土交通省発注業務の成績評価でもどちらでも提出して構わないという認識でよろしいでしょうか？	高知県、国土交通省、どちらの発注業務の成績評価も評価の対象となります。	令和8年8月20日
2	公告（個別）の第4 総合評価の評価基準等、 （2）技術評価点の評価の「企業の評価」、「配置予定管理技術者の評価」における同種・類似業務の成績評価の対象について「※高知県発注業務又は国土交通省発注業務とする。」とあります。 記載されている国土交通省発注業務とは、四国地方整備局に限らず、全国の国土交通省発注業務を対象と考えてよろしいでしょうか？	四国地方整備局に限らず、全国の国土交通省発注業務の成績評価が、評価の対象となります。	令和8年8月20日

その他事項